

# 法務省業務継続計画 (首都直下地震編)

決 定 平成20年6月27日  
修 正 平成22年7月 2日  
平成25年3月29日  
平成26年6月23日  
平成27年4月10日  
平成30年4月 1日

法 務 省

# 目 次

<b>第1章 目的・基本方針等</b> .....	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の目的.....	2
第3節 防災業務計画と業務継続計画の関係.....	2
第4節 基本方針.....	2
<b>第2章 対象組織等と想定災害</b> .....	3
第1節 対象組織等.....	3
第1 適用対象組織.....	3
第2 各局部課等における対策及び資料の整備.....	3
第3 首都圏の所管各庁における業務継続計画策定.....	3
第2節 想定する危機的事象の特定.....	3
第3節 社会における被害状況の想定.....	4
第4節 本計画における当省等の被害状況の想定.....	5
<b>第3章 非常時優先業務等</b> .....	6
第1節 非常時優先業務等の選定.....	6
第2節 業務影響分析.....	6
第3節 主な非常時優先業務等.....	7
第1 管理業務.....	7
第2 継続すべき重要業務.....	8
<b>第4章 業務継続力向上のための対策</b> .....	8
第1節 業務プロセスと必要資源の分析.....	8
第2節 計画的に推進する対策.....	9
第3節 中期的に検討すべき対策.....	12
<b>第5章 計画の発動・通常体制への復帰</b> .....	12
第1節 計画発動の適用基準.....	12
第1 計画の発動.....	12
第2 警戒態勢.....	12
第2節 発災時の行動.....	12

第1	勤務時間外における発災時の行動	12
第2	勤務時間内における発災時の行動	13
第3	総合調整	14
第3節	職務代行	14
第1	本省幹部の職務代行	14
第2	各局部課等における職務代行	14
第4節	通常体制への復帰	15
第1	通常体制復帰の判断	15
第2	復帰情報の周知	15
第5節	通常体制復帰後の処理	15
第1	非常時における行政対応の記録分析	15
第2	費消した備蓄物資等の補充	15
<b>第6章</b>	<b>訓練・教育</b>	<b>15</b>
第1節	訓練	15
第2節	教育	16
<b>第7章</b>	<b>推進体制と計画の修正</b>	<b>16</b>
第1節	本省の推進体制	16
第2節	各局部課等の推進体制	17
第3節	P D C Aサイクルに基づく計画の修正	17

# 第1章 目的・基本方針等

## 第1節 計画策定の背景

首都地域においては、約200～300年間隔で発生する関東大震災のようなマグニチュード8クラスの地震の間に、マグニチュード7クラスの直下型の地震（首都直下地震）が数回発生すると予想されている。

その首都直下地震により、人口や建物の密集地域における膨大な人的・物的被害が発生するとともに、政治・行政・経済の枢要部分を担う「首都中枢機能」が被災することから、その被害は、被災地にとどまらず、我が国全体の国民生活及び経済活動に支障が生じるほか、海外へもその影響が波及すると予想されている。

また、「首都中枢機能」の障害により、災害応急対策などの必要な措置を迅速・円滑に講じることができず、その結果、その膨大な人的・物的被害が更に拡大すると予想されている（平成17年7月中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会報告」）。

政府において、これらの被害を軽減する方策について検討を重ねた結果、「首都中枢機能の継続性の確保」が不可欠であるとの結論に達し、首都直下地震対策大綱（平成17年9月中央防災会議決定）及び首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月中央防災会議決定）において、首都中枢機能における地震発生時の機能継続性を確保するための計画として事業継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が必要な施策として位置付けられた。

さらに、行政の首都中枢機能である中央省庁のBCP策定作業を支援することを目的とし、平成19年6月に内閣府（防災担当）が策定した「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」（以下「ガイドライン」という。）において、中央省庁におけるBCPを「業務継続計画」と読み替えた上で、その計画に盛り込むべき内容や計画策定手法等が具体的に示され、また、平成19年6月21日に開催された中央防災会議において、中央防災会議会長（内閣総理大臣）から「首都直下地震等の災害時にも政府中枢機能を維持できるよう、各省庁は業務継続計画の策定を積極的に推進してもらいたい。」旨の発言がなされた。

これらの背景により、平成20年6月、当省における業務継続計画の基本方針を定め、本計画を策定したものである。

その後、所要の改正を行いつつ、平成25年12月、中央防災会議の専門調査会である首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、首都直下

地震の被害想定が見直されるとともに、平成26年3月28日の閣議において、首都直下地震対策特別措置法に基づき、政府業務継続計画（首都直下地震対策）が決定されたことを踏まえ、同年6月、本計画の見直しを行ったものである。

## 第2節 計画の目的

この計画は、首都直下地震により法務省が被災し、使用可能な人的・物的資源が制限される条件下において、あらかじめ選定する非常時優先業務等がより高い水準で継続（又は早期の再開若しくは実施。以下同じ。）されるために必要な基本的事項を定め、もって非常時における法務省の業務継続のための対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## 第3節 防災業務計画と業務継続計画の関係

災害対策基本法第36条に基づく法務省防災業務計画は、災害応急対策業務の実施体制、実施事項及び実施方法等を定めることに重点を置きながら、災害の予防段階から復旧・復興段階までの対応計画を取りまとめたものである。これに対して、業務継続計画は、非常時優先業務等に位置付けるべき業務を特定した上、非常時にこれがより高い水準で迅速に継続されるために必要な計画を定めるものである。

なお、本計画における非常時優先業務等とは、発災後直ちに開始すべき災害応急業務と、発災後速やかに実施すべき一部の災害復旧・復興業務のほか、法務省防災業務計画に含まれない、発災後新たに発生する他の緊急的業務や業務継続の優先度が高い一部の通常業務、並びにこれら非常時優先業務を実施するために必要な執行体制及び執務環境の確保等に係る管理業務を合わせたものである。

## 第4節 基本方針

この計画は、次の基本方針に基づき、当省の業務継続力の確保・向上を図るものとする。

- 1 危機的状況下において、応急業務若しくは災害復旧・復興対策のうち早期に実施すべき業務又は発災後新たに発生する他の緊急的な業務を可能な限り速やかに実施する。
- 2 危機的状況下において、当省の所掌事務の遅滞又は停止に伴う国民生活等への影響を分析し、その影響が重大な業務の継続又は早期の再開に努める。
- 3 当省の業務継続力向上のため、必要な対策を検討し、その対策を計画的に実施するよう努める。

- 4 当省職員（庁舎内の来省者を含む。）の安全を確保する。

## 第2章 対象組織等と想定災害

### 第1節 対象組織等

#### 第1 適用対象組織

この計画の適用対象組織は、中央合同庁舎第6号館（以下「6号館」という。）A棟及び赤れんが棟に所在する法務本省の内部部局の局，部並びに大臣官房秘書課，大臣官房人事課，大臣官房会計課，大臣官房施設課及び大臣官房厚生管理官並びに法務総合研究所，公安審査委員会及び公安調査庁（以下，適用対象組織を総じて表す場合は「本省」又は「当省」といい，適用対象組織を各個別に指して表す場合は「各局部課等」という。）とする。

#### 第2 各局部課等における対策及び資料の整備

各局部課等は，この計画及びガイドライン等の定めるところに従い，その所掌事務等に関し，必要な対策を講じ，連絡網等の必要な資料の整備を行うものとする。

#### 第3 首都圏の所管各庁における業務継続計画策定

- 1 首都圏所在の所管各庁における業務継続計画策定対象組織は，最高検察庁，高等検察庁，地方検察庁，区検察庁，法務局，地方法務局，矯正管区，刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院，地方更生保護委員会，保護観察所，入国者収容所，地方入国管理局，矯正研修所，公安調査局，公安調査事務所及び公安調査庁研修所並びにこれらの組織の所掌事務を分掌させるために設置された支所等の組織及び法務総合研究所の支所（以下「所管各庁」という。）とする。
- 2 業務継続計画の策定に当たっては，防災要領及びガイドライン等の定めるところに従い，その所掌事務等に関し，計画の策定を行うものとし，この場合において，本省各局の長，法務総合研究所長及び公安調査庁長官は，管下各庁に対し必要な指導・助言を行うものとする。

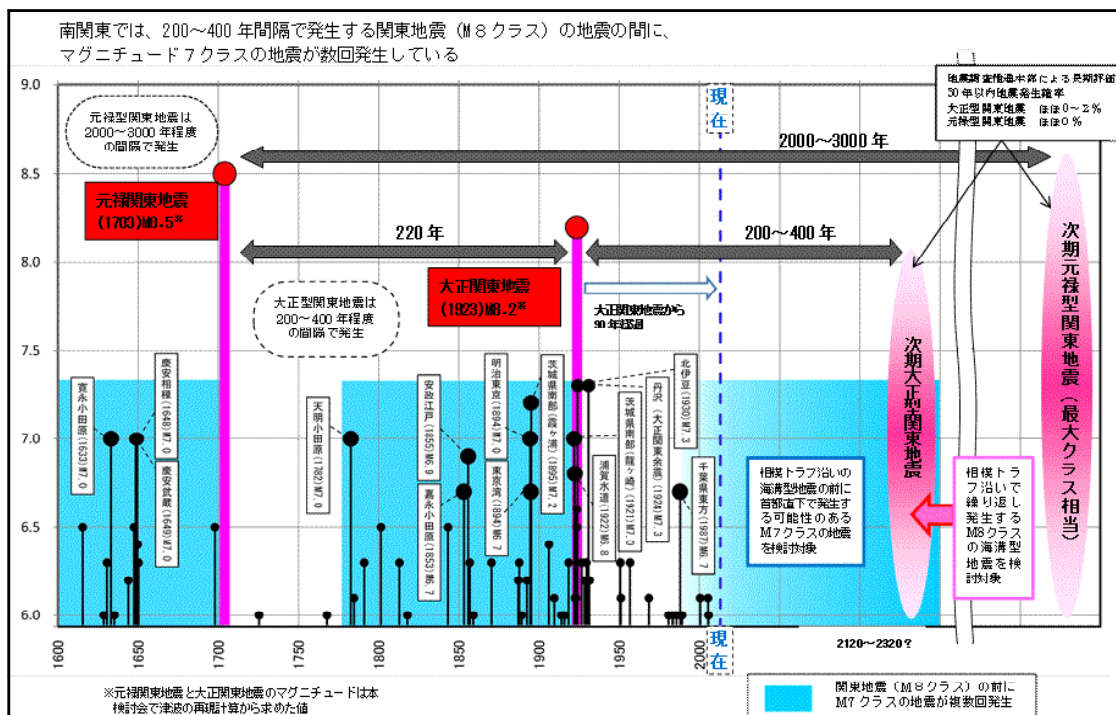
### 第2節 想定する危機的事象の特定

この計画における想定災害は，中央防災会議で想定されている都心南部直下地震（マグニチュード7.3）とする。

これは，前記の首都直下地震対策検討ワーキンググループにおける「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（以下「最終報告」という。）

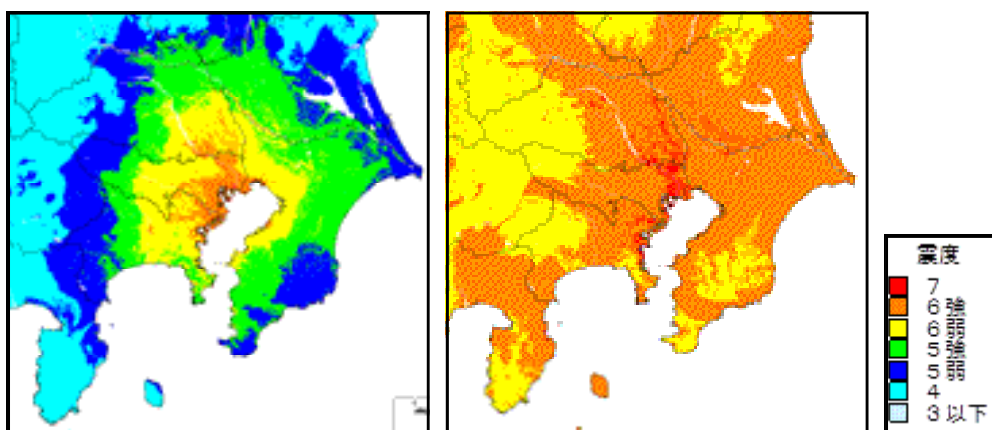
に基づくものである。

### ◆首都直下地震の切迫性



南関東で発生した地震（1600年以降，M>6.0以上）

### ◆都心南部直下地震の震度分布



左：都心南部直下地震の震度分布

右：首都直下のM7クラスの地震の重ね合わせた震度分布

出典：最終報告別添資料4「首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等に関する図表集」

## 第3節 社会における被害状況の想定

想定災害とした「都心南部直下地震」の社会における被害の概要（最大）

は、最終報告において次のとおり想定されている。

- 1 建物全壊・火災焼失：約61万棟（うち火災焼失約41.2万棟）
- 2 死者：約2.3万人
- 3 負傷者：約12.3万人（うち重傷者約3.7万人）
- 4 避難者：約720万人（うち避難所生活者約290万人）
- 5 帰宅困難者：約800万人（うち都内は約490万人）
- 6 停電軒数：約1,220万軒（全体の約5割。94%復旧までに1か月程度要する見込み）
- 7 断水人口：約1,440万人（全体の約3割。97%復旧までに1か月程度要する見込み）
- 8 下水道機能支障人口：約150万人（全体の数%程度）
- 9 ガス供給停止軒数：約159万軒（全体の約2割。95%復旧までに1か月程度要する見込み）
- 10 固定電話不通回線数：約470万回線（全体の約5割。91%復旧までに1か月程度要する見込み）
- 11 交通機関の状況：交通寸断の発生（一般国道及び都県道における交通機能支障，鉄道の運行停止）

#### 第4節 本計画における当省等の被害状況の想定

本省庁舎（6号館A棟及び赤れんが棟）等の想定被害状況は、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、次のとおりとする。

- 1 建物：倒壊又は崩壊しない。  
※ 平成18年8月に国土交通省官庁営繕部より公表された「官庁施設の耐震診断結果等の公表について」によると、本省庁舎は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低いと評価されている。
- 2 電気：発災後1週間は停電する。（自家発電装置作動）
- 3 ガス：発災後1週間は使用不能。
- 4 上水：発災後1週間は断水。
- 5 中水（トイレ）：発災後1週間は使用不能。
- 6 下水：発災後1か月は利用支障。
- 7 電話：発災後、固定電話及び携帯電話ともに、電話回線の断線又は輻輳（電話がかかりにくい状態）が生じ、1週間使用不能。  
パケット通信（メール）は、遅延の可能性はあるが使用可能。
- 8 エレベーター：発災後しばらくの間停止。



- 9 インターネット：使用可能（省内LAN及び法務省NWも使用可能。）。
- 10 鉄 道：発災後，地下鉄は1週間運行停止。JR及び私鉄は1か月運行停止。

### 第3章 非常時優先業務等

#### 第1節 非常時優先業務等の選定

首都直下地震が発生したとき，当省業務の遂行に必要となる資源が大幅に不足する状況下においても国民の期待に応えた災害時の行政活動を展開していくためには，あらかじめ真に業務継続が必要な業務を選定し，当該業務の遂行に必要となる資源の優先的確保を図り，当省の有限な資源の効率的かつ効果的な配分等を計画的に推進する必要がある。このため，当省が行うべき所掌事務等について，災害が発生した場合の業務の遅滞や停止による社会への影響の重大性を個々に分析することによって，非常時優先業務等の選定を行うものとする。

#### 第2節 業務影響分析

法務省防災業務計画に定める災害応急・復旧・復興業務，通常業務及びこれらの業務に含まれない新たに発生する緊急的業務について，業務影響分析を実施する。分析は，ガイドラインの指針に従い，個々の業務について，あらかじめ目標レベル（行政対応がどの程度適時・適切に実施されていると言えるかを表す指標）を定めた上，発災後から，時間経過別に，当該目標レベルへ達していなかった場合の影響の重大性を評価することにより行う。なお，「影響の重大性」の評価は下表の基準に従うものとし，この結果，発災後おおむね2週間以内に「影響の重大性」がⅢ以上に達する業務を非常時優先業務等と選定する。

影響の重大性の評価基準表

影響の重大性	対象とする目標レベルに到達していないことに伴う代表的な影響の内容
I 軽 微	対象とする目標レベルに対象時間までに到達しなかったことによる社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか，意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
II 小さい	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する。しかし，大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。
III 中程度	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが，過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

IV 大きい	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。
V 甚大	対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。

※中央省庁業務継続ガイドライン第1版に基づき作成

### 第3節 主な非常時優先業務等

業務影響分析により選定された主な非常時優先業務等は、次のとおりである。

#### 第1 管理業務

##### 1 安否確認

各局部課等は、当省で運用している安否確認サービス等を利用して、所属職員及びその家族の安否を速やかに確認するとともに、同安否情報を集約の上、大臣官房秘書課広報室等に報告するものとする。

##### 2 被害情報等の収集

個別の災害応急対策は所管各庁において行うこととなるが、本省は、これらの被害情報やその被害による影響等を把握し、適切な措置を執ることが求められる。そのため、被害情報等の収集に当たっては、必要に応じて複数の担当者が直ちに非常参集を開始するとともに、電話回線の輻輳を受けない衛星携帯電話、携帯電話のパケット通信、各ネットワーク等を使用して、所管各庁・関係機関等との連絡調整体制を早急に確立し、2時間以内を目処に正確かつ迅速な情報の収集を行うものとする。

##### 3 法務省災害対策本部の設置

当省全般の統一的な意思決定を行うため、速やかに、法務省防災業務計画において定められた法務省災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置をする。なお、災害対策本部は、必要があると認められたとき法務大臣によって設置されることから、勤務時間外の電話回線が輻輳している状況であっても、災害対策本部の構成員や事務局員に必要な情報を伝達できる体制を整備し、もって、可及的速やかに災害対策本部が設置・機能できるよう努めるものとする。

##### 4 避難誘導業務

6号館A棟の来省者や赤れんが棟の法務史料展示室の見学者等については、その生命・身体の安全を確保することを優先的に実施するため、安全地帯への避難誘導等の措置を速やかに講じるものとする。

##### 5 執務環境の確保

非常時優先業務等を円滑に遂行するため、6号館A棟及び赤れんが棟における設備等の被害状況を把握し、非常電源の供給など、執務環境の確保に必要な措置を速やかに講じるものとする。

## 第2 継続すべき重要業務

### 1 収容施設における被害状況の確認等

当省では、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び入国者収容所等の収容施設を所管していることから、発災後、直ちに、被害状況を把握し、収容業務継続のための必要な対策を講じるものとする。

### 2 出入国の管理

地方入国管理官署や関係機関との連絡体制を確保して、発災による入国・在留審査業務等への影響を把握するほか、出国確認留保対象者等に係る関係機関からの通報や照会を受理する体制の確保に努めるとともに、必要な指示等の検討及び発出を行う。

### 3 国外からの人的支援の受入れ

関係機関との連絡体制を確保し、緊急災害対策本部へ要員の派遣を行うとともに、地方入国管理官署との連絡体制の確保に努め、出入国港における海外支接受入の調整を行う。

### 4 テロリズム等の防止

社会的秩序の混乱に乗じたテロリズム等の発生を未然に防止するため、発災後、直ちに調査対象団体等における不穏動向及び当該団体等に影響を与える内外の諸動向等について、正確かつ迅速に調査し、その調査の過程で収集・分析した情報を速やかに官邸等の関係機関に提供するとともに、必要に応じて当該団体等の規制処分のための準備行為を行う。

### 5 登記情報システム等の復旧

国民の権利・義務に直接影響する登記事務の停止等を防ぐため、発災後、登記情報センターの被害情報を直ちに収集した上、必要に応じて、速やかに修繕工事等を行い、早期の復旧ができるよう努めるものとする。

## 第4章 業務継続力向上のための対策

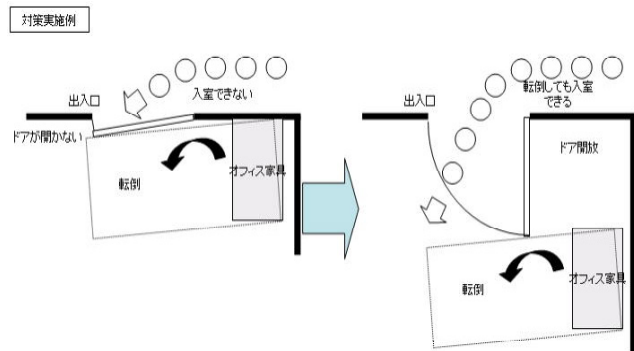
### 第1節 業務プロセスと必要資源の分析

自家発電装置や備蓄食料・飲料水等の当省の基礎資源の現状を把握するとともにそのリスク要因を検討した上、ガイドラインの指針に基づく業務プロセス分析を実施し、業務継続力向上のために必要な対策を明らかにした。

## 第2節 計画的に推進する対策

### 第1 執務室の出入口の確保

執務室へのスムーズな入室を可能とし、あるいは執務室の閉塞を防止するため、執務室出入口付近のオフィス家具等を移動するなどして、必要なスペースの確保を行うものとする。



### 第2 オフィス家具等の転倒防止・重量物の落下防止

オフィス家具等の転倒及び重量物の落下を防止するため、オフィス家具等の上段に置いてある重量物や落下のおそれがある重量物を低い位置に移動するなどの措置を講じるものとする。

### 第3 非常時優先業務等に必要なデータの保存

免震措置が施されていないサーバーが破損又は毀損した場合、電子データを迅速かつ円滑に引き出すことが不可能となるため、非常時優先業務等の継続に必要なデータ・記録等を把握し、これらの電磁的記録媒体や紙ベースのファイル等への保存を行うものとする。

### 第4 食料、飲料水等の備蓄

食料、飲料水、簡易トイレ、医薬品等生活に必要な物品の備蓄に関し、参集職員については発災後1週間の活動を、参集職員以外の職員等については発災後3日間の活動を念頭に置いて計画的に行うものとする。

### 第5 情報連絡体制の整備・強化

勤務時間外の電話回線が輻輳している状況においても、職員の安否確認のための連絡、人的資源確保のための連絡及び所管各庁の被害情報を集約するため、関係職員間におけるメールアドレスの共有や民間事業者が提供する安否等確認システム及び災害用伝言板（Web171）などを利用した連絡網の構築等、連絡体制の整備・強化を行うものとする。

### 第6 職員家族との連絡手段構築の推進

職員家族の安否は、当該職員が業務に専念するための前提となることから、電話回線が輻輳している状況においても職員とその家族間で連絡が可能となるよう、災害用伝言ダイヤル等の手段を職員へ周知するなどの対策を講じるものとする。

### 第7 指揮命令系統の確保

非常時における混乱を防止し、非常時優先業務等を円滑に遂行するため、あらかじめ職務代行者やその権限範囲等を定めて指揮命令系統を明確にする

措置を講じるものとする。

## 第8 非常時優先業務等担当者とその代替職員の選定・確保

- 1 非常時優先業務等担当者の選定を行うものとする。なお、非常時優先業務等の変更や人事異動が行われた場合等は、速やかに、新たな担当者の選定を行うものとする。
- 2 非常時優先業務等担当者の代替職員の選定を行うものとする。代替職員は、担当者が当該業務を行えないときに、その業務を行うものとする。なお、人事異動が行われた場合等は、速やかに、新たな代替職員の選定を行うものとする。

担当者が被災等により必要な業務に従事できない場合には、当該業務の遅滞・停止が発生するおそれがあることや長時間にわたり非常時優先業務等を実施する場合には、当該職員が連続して業務に従事することとなり、業務の効率等が維持できない事態が想定される。そこで、非常時優先業務等の遅滞・停止を防ぎ、又は非常時優先業務等の効率等を維持するため、あらかじめ複数の代替職員を確保した上、必要なマニュアルや連絡体制を整備する措置も講じるものとする。

## 第9 非常時優先業務等進行管理者とその代替職員の選定・確保

- 1 非常時優先業務等進行管理者の選定を行うものとする。

進行管理者は、必要な非常時優先業務等が的確に実施されているか否かを確認し、必要に応じ、当該業務の代替職員等と呼び寄せるなどの措置を講じること、幹部職員や災害対策本部等との連絡調整に関すること、通常業務体制への復帰に係る連絡調整に関すること、非常時における行政対応の記録作成に関すること、その他非常時における連絡調整に関することを担うものとする。なお、人事異動が行われた場合等は、速やかに、新たな進行管理者の選定を行うものとする。
- 2 進行管理者の代替職員の選定を行うものとする。代替職員は、進行管理者が当該業務を行えないときに、その業務を行うものとする。なお、人事異動が行われた場合等は、速やかに、新たな代替職員の選定を行うものとする。

進行管理業務の遅滞・防止を防ぎ、又は進行管理業務の効率等を維持するため、あらかじめ複数の代替職員を確保した上、必要なマニュアルや連絡体制の整備をする措置も講じるものとする。

## 第10 自衛消防隊等との調整

安全な執務環境が確保されなければ、非常時優先業務等を実施することは、危険と言わざるを得ない。したがって、自衛消防隊として指名された者が発災に伴い招集されたときは、消防計画（消防法）に基づいて初期消火活動等に従事することが求められる。

上記第8及び第9に定める職員を選定するに当たり、自衛消防隊被指名者と非常時優先業務等担当者等が同一であることが、非常時優先業務等の実施に著しく影響を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ、異なる担当者を選定するなど、適当な調整を図るものとする。

#### **第11 非常時優先業務等のマニュアル、チェックリスト等の整備・周知**

代替職員等が非常時優先業務等に従事する場合であっても円滑な業務実施を可能とするため、各非常時優先業務等のマニュアル、チェックリスト等を整備した上、これを代替職員に周知するなどの措置を講じるものとする。

#### **第12 官邸リエゾンの確保**

「首都直下地震対策大綱」において、おおむね2時間以内に開設するとされている緊急災害対策本部との連絡手段を確保するため、官邸に迅速に非常参集できる職員を選定して連絡体制の構築を行うものとする。

#### **第13 国会連絡調整事務における連絡体制**

国会との連絡調整事務を的確かつ迅速に行うため、非常時優先業務等担当者やその代替職員には、より参集時間が短い職員を充てた上、携帯電話のメールアドレスの共有等により関係職員相互の連絡体制の構築を行うものとする。

#### **第14 報道機関等との連絡体制の確保**

当省関係の被害や業務の状況等を報道機関を通じて対外的に情報提供するため、携帯電話のメール機能やWeb171の利用も含めて報道機関との連絡体制の構築を行うものとする。

#### **第15 法務省の保有する情報及び情報システムに係る緊急時の連絡体制の確保**

法務省が保有する情報及び情報システムの情報セキュリティに関する状況を迅速に把握して必要な措置を講じるため、メールアドレスを共有するなどして大臣官房秘書課情報管理室と関係職員間の連絡体制の構築を行うものとする。

#### **第16 停電時に法務本省内LAN端末を使用する非常時優先業務等を継続するための措置**

発災により6号館A棟等が停電しても、法務本省内LAN端末を使用する非常時優先業務等の遅滞又は停止を防止する必要があることから、自家発電により給電した1階文書・情報公開・個人情報保護室にて集中して法務本省内LAN端末を使用する非常時優先業務等を行うこととし、その要領の整備を行うものとする。

#### **第17 庁舎内営業体等における資源の活用**

庁舎内に所在する飲食店、コンビニエンスストア等との間で、非常時における協力体制について平常時から確認しておくとともに、各店舗が管理して

いる商品等のうち、提供を受けることにつき同意を得られたもの(食料や飲料水等)については、災害対策本部がこれらの活用方法を検討する。

### 第3節 中期的に検討すべき対策

中期的に検討すべき対策については、推進体制の下で審議した上、積極的に取り組んでいくものとする。

## 第5章 計画の発動・通常体制への復帰

### 第1節 計画発動の適用基準

#### 第1 計画の発動

原則として、東京23区内において、震度6強以上の首都直下地震が発生したとき、本計画(発災時の行動)は自動的に発動するものとする。

#### 第2 警戒態勢

原則として、東京23区内において震度5弱以上～震度6弱以下の地震が発生したときは、警戒態勢とし、発災時の行動が遂行可能な体制を保つものとする。

### 第2節 発災時の行動

#### 第1 勤務時間外における発災時の行動

##### 1 非常時優先業務等担当者及び同進行管理者の参集義務

非常時優先業務等担当者及び同進行管理者は、自己の身の安全を確保し、家族の安否を確認した上、指示を待つことなく速やかに本省(本省以外で執務する場合はこの限りではない。)に非常参集し、担当業務を遂行しなければならない。

##### 2 代替職員の参集義務

非常時優先業務等担当者及び同進行管理者の各代替職員は、自己の身の安全を確保し、家族の安否を確認した上、所定的手段によって担当の業務が実行されているか否かの確認に努め、実行されていないことを了知したときは、指示を待つことなく速やかに本省(本省以外で執務する場合はこの限りではない。)に非常参集し、当該業務を遂行しなければならない。なお、業務が実行されているか否か判然としなないときは、非常参集を要するものとする。

※ 徒歩参集の場合は、悪路が想定されることから、携行品はリュックサック等に入れて両手の自由を確保した上、スニーカー等を履いて参集することが望ましい。

※ 参集する場合は、身分証、筆記用具及び携帯電話のほか、可能な限りの飲食物、着替えを持参することが望ましい。

### 3 非常参集免除事由

次の各号のいずれかに該当する場合は、前記1及び2にかかわらず、非常参集することを要しないものとする。

- (1) 自己若しくは家族が被災し、又はこれらの者に切迫した危険がある場合
- (2) 自己又は家族の病気等の理由により活動困難な状況にある場合
- (3) 他の業務で遠隔地に出張中の場合
- (4) 参集途中の火災等により、参集が事実上不可能な場合若しくは生命・身体に著しい危険が予想される場合又は救命活動に参加する必要が生じた場合
- (5) その他前各号に掲げる事由に類する場合

### 4 他の職員の行動

上記1及び2のいずれにも該当しない職員は、自己及び家族の安否情報を所定の手段・方法により連絡した上、自宅等において待機を行うものとする。

参集の要請があったときは、直ちに参集するものとし、この場合における参集免除事由は、上記3と同様とする。

### 5 参集職員の待機・宿泊場所

参集職員の待機・宿泊場所については、災害対策本部が、6号館A棟及び赤れんが棟の被害状況等を勘案した上で、決定する。

## 第2 勤務時間内における発災時の行動

### 1 非常時優先業務等担当者及び同進行管理者の行動

非常時優先業務等担当者及び同進行管理者は、自己の身の安全を確保し、家族の安否を確認した上、担当業務を遂行しなければならない。

### 2 代替職員の行動

非常時優先業務等担当者及び同進行管理者の各代替職員は、自己の身の安全を確保し、家族の安否を確認した上、担当の業務が実行されているか否かの確認に努め、実行されていないことを了知したときは、当該業務を遂行しなければならない。

### 3 業務遂行免除事由

業務遂行免除事由は、前記「非常参集免除事由」と同様とする（ただし、(4)号は除く。）。

### 4 他の職員の行動

上記1及び2のいずれにも該当しない職員は、自己及び家族の安否情報を所定の手段・方法により連絡した上、非常時優先業務等の支援に関することを行うものとする。また、災害対策本部において、職員の一斉帰宅抑制及び施設内待機の方針が決定された場合は、当該方針が解除されるまでの間、帰宅せず施設内に待機するものとする。



## 5 職員の待機・宿泊場所

発災により公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難である職員は、原則として、所属する各局部課等の事務室、応接室及び会議室等において待機・宿泊することとし、災害対策本部構成員及び事務局員並びに各局部課等の職員のうち、非常時優先業務等担当者、同進行管理者及び女性職員の待機・宿泊場所については、災害対策本部が、6号館A棟及び赤れんが棟の被害状況等を勘案した上で、決定する。

## 第3 総合調整

本省における基礎資源が想定以上に逼迫したり、又は一部の部署における人的資源が危機的状況に陥るなど、当省の業務継続に著しい支障が生じるおそれがあり、本省全般にわたる横断的な意思決定が求められるときは、災害対策本部がこれを決断し、必要な総合調整を行うものとする。なお、一部の部署において、人的資源が危機的状況に陥った場合は、以下の手順のとおり対応するものとする。

- 1 各局部課等の進行管理者は、非常時優先業務等を行うに当たり必要な職員（代替職員も含む。）が諸事情により参集できない場合など、当該業務に必要な人員が不足していると思料するときは、応援を要する業務の内容及び必要な人員数を災害対策本部に申し出るものとする。
- 2 災害対策本部は、上記1の申出を受けたときは、他の局部課等の進行管理者及び防災業務担当者と連絡を密にし、応援職員を選定の上、申出を行った進行管理者に当該応援職員の所属部署名と氏名について連絡する。また、応援職員を選定するに当たっては、当該業務を過去に通常業務として経験したことがある職員がいる場合は、その者を優先して選定するものとする。
- 3 他の局部課等への応援が決まった職員は、速やかに応援先の局部課等の進行管理者の指示を仰ぎ、応援を要する非常時優先業務等に従事するものとする。

## 第3節 職務代行

### 第1 本省幹部の職務代行

発災後、事務次官又は官房長の不在により非常時優先業務等に著しい影響が生じるおそれがあるときは、大臣官房秘書課長、大臣官房人事課長、大臣官房会計課長、大臣官房国際課長、大臣官房施設課長の順位により職務の代行を行うものとする。

### 第2 各局部課等における職務代行

各局部課等は、非常時の場合における必要な職務代行の体制をあらかじめ定めるものとする。

## 第4節 通常体制への復帰

### 第1 通常体制復帰の判断

災害対策本部は、非常時の体制から通常体制への復帰が相当であると判断したときは、非常時優先業務等進行管理者に対してその旨の指示を行うものとする。このとき、必要に応じ、本省幹部の職務代行措置を講じていた場合は、その解除に関する連絡も併せて行うものとする。

### 第2 復帰情報の周知

非常時優先業務等進行管理者は、通常体制への復帰の指示を受けたときは、所定の手段によって自宅待機職員等へその旨の周知を行い、迅速かつ円滑な通常体制への復帰に努めるものとする。

## 第5節 通常体制復帰後の処理

### 第1 非常時における行政対応の記録分析

大臣官房秘書課広報室は、本計画を改善する有益な資料とするため、非常時優先業務等進行管理者が作成する「非常時における行政対応の記録」を取りまとめてその分析を行うものとする。

### 第2 費消した備蓄物資等の補充

費消した備蓄物資等の補充を速やかに実施する。なお、当該物資の種類や数量を十分に検討して計画的かつ有効な物資の補充・備蓄に努めるものとする。

# 第6章 訓練・教育

## 第1節 訓練

### 1 目的

非常時における職員の即応力や計画の実効性の向上を図ることを目的とし、毎年1回以上必要な訓練を行うものとする。

### 2 基本方針

次に掲げる事項に配慮の上、訓練を行うものとする。

- (1) 非常時において最も重要な情報伝達網の実効性を確保すること。
- (2) 非常時優先業務等担当者、同進行管理者、各代替職員及びこれ以外の職員それぞれの非常時における適切な行動の実効性を確保すること。

### 3 訓練の種類

上記2の基本方針を踏まえた訓練は、以下の類型のものとし、その中からいずれか又は複数のを複合させて行うものとする。

- (1) 安否等確認訓練
- (2) 被害状況報告・集約訓練
- (3) 非常参集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 自衛消防隊等との連携による防災訓練
- (6) その他法務省の業務継続に必要な訓練

#### 4 訓練記録の作成と分析

- (1) 訓練を実施したときは、経過及び結果等について記録を作成し、本計画改善の参考資料とするため、必要な分析を加えるものとする。
- (2) 各局部課等において訓練を実施したときも上記同様に記録を作成するものとし、その写し1部を大臣官房秘書課広報室へ提出する。

## 第2節 教育

### 1 目的

計画の実効性は、これを実施する職員の計画に対する理解の深さや教育等を通じて培った知識・経験に影響されることを踏まえ、非常時優先業務等担当者や同進行管理者はもとより、それらの業務の支援に加わる可能性がある職員においても、いざというときに十分な心構えを持って業務を完遂できる、実践に強い組織を作ることを目的とし、必要な教育を行うものとする。

### 2 基本方針

次に掲げる事項に重点を置いて、教育を行うものとする。

- (1) 職員一人ひとりが本計画内容を理解・把握すること。
- (2) 業務継続計画の趣旨を踏まえた自衛意識の高揚
- (3) 人事異動等があったとき自発的に必要な資料更新をするなどの習慣の醸成
- (4) 基礎資源、データ・記録、マニュアル及び情報システム等を平時から確認・把握することの重要性の啓発

## 第7章 推進体制と計画の修正

### 第1節 本省の推進体制

本省の業務継続計画を総合的かつ計画的に推進するため、本省に法務省業

務継続計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

## 第2節 各局部課等の推進体制

各局部課等における業務継続力の確保・向上を計画的に推進するため、その体制の整備を行うものとする。

## 第3節 PDCAサイクルに基づく計画の修正

大臣官房秘書課広報室は、業務継続の取組や計画の妥当性を図るため第6章第1節の3記載の訓練を適時に実施した上で、その検証作業を行い、当該作業の結果、洗い出された問題点や是正すべき点等があると思料するときはそれを取りまとめ、推進会議に報告することとする。また、訓練の検証結果の報告を受けた推進会議は、具体的な問題点や是正すべき点について更なる検討を加え、改善すべきところがあれば、計画の修正を行い、一層の業務継続力の確保・向上を目指すものとする。